

**山梨県都市計画審議会マスタープラン委員会
第4回資料**

**Ⅰ．都市づくりの基本方針の改定
について**

（第3回委員会意見を踏まえた修正）

山梨県都市計画マスタープランの構成

・山梨県都市計画マスタープランの全体構成

- ・現行の山梨県都市計画マスタープランは「I. 都市づくりの基本方針」から「V. 各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の全5章で構成。
- ・「I. 都市づくりの基本方針」では、山梨県の現況や社会情勢、また、これを踏まえた基本的課題を整理し、今後の取り組むべき基本方針を明記。

【山梨県都市計画マスタープランの構成】

I. 都市づくりの基本方針

- I-1. 山梨県の現況と近年の社会情勢
- I-2. 山梨県の都市が抱える基本的課題
- I-3. やまなし都市づくりの基本方針
 - I-3-1. 都市機能を集約した活力に満ちた都市づくり
 - I-3-2. 美しく魅力あふれる都市づくり
 - I-3-3. 安全で安心して暮らせる都市づくり
 - I-3-4. 環境と共生する都市づくり
 - I-3-5. 多様な主体の参加と協働による都市づくり

II. 目指すべき県土構造

- II-1. 県土の特性
- II-2. 目指すべき県土構造の考え方
 - II-2-1. 基本構成
 - II-2-2. 拠点
 - II-2-3. 軸
 - II-2-4. 土地利用区分
 - II-2-5. 広域圏域
- II-3. 目指すべき県土構造

III. 目指すべき県土構造(広域圏域都市構造)

- III-1. 広域圏域の概況
- III-2. 広域圏域の人口、産業
- III-3. 目指すべき広域圏域都市構造、主要な都市機能の配置

IV. 目指すべき県土構造実現のための方針

- IV-1. 目指すべき県土構造実現に向けた取り組み
- IV-2. 都市計画区域の再編の方針
- IV-3. 区域区分(線引き・非線引き)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- IV-4. 都市計画区域外における土地利用コントロールの方針
- IV-5. 主要な都市計画の決定の方針
- IV-6. 今後の都市計画の進め方

V. 各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 甲府盆地7都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第3回委員会意見の概要

・第3回委員会意見の概要

”都市経営コストの視点から多様な分野の連携の検討も必要”

- 拠点の場所をどうしていくかといった議論をしていく際には、都市経営コストの視点も重要であり、都市施設だけでなく、教育や医療、環境、防災などの幅広い分野を含めて考えていく必要がある。
- 中山間地域における医療施設へのアクセス問題は非常に重要である。医療の世界においても、地域包括ケアの考え方で、出来るだけ各地域で医療が完結することがベストといった考え方があるため、都市計画の拠点の考え方と上手くマッチできれば大変良いと思われる。

”市街地の空き家、空き地への対応の検討が必要”

- 郊外に住んでいる高齢者は、ゆくゆくはまちなかに移住したいと考えている一方で、空き家・空き地等の小さい土地が多く、まとまった土地がないとマンション建設なども難しいのが現状である。

”観光資源を活かした中心市街地の活性化の検討が必要”

- 現行MPにおいて、中心市街地の活性化を掲げて施策に取り組んできたが、あまり効果が見られず、従来通りの取組みで良いのか気になっている。今後活性化に向けて、具体的にどういった資源を掘り起こして活用していくのか。観光は別の箇所にも書いているが、こうした観光などと上手く繋げて行くなど、もう一度見直していく必要がある。

”わかりやすい理念の提示が必要”

- 都市づくりの基本理念について、「都市機能集約型都市構造の実現」は手段であり理念ではないのではないか。基本理念は、こういう生活をしたい、こうなりたいといったあり方を表現するのが適当であると考える。

”マスタープランの実施状況の評価方法の検討が必要”

- 本MPを策定して完了とするのではなく、MPに描いたことを実現していけるように、今後MPをどうやって改定していくのか、どうやって中間チェックや評価をしていくのかを検討するべきである。

「山梨県の都市が抱える基本的課題」の主な追加内容案

・山梨県の都市が抱える基本的課題の構成

・現行MPでは、当時の本県を取り巻く社会情勢を踏まえ、都市が抱える基本的課題について以下のとおり整理している。

【基本的課題の構成】

1) 人口減少・超高齢社会における

今後の都市のあり方に関する課題

- 郊外への無秩序な宅地化の抑制
- 都市機能の中心市街地や拠点への立地誘導
- 公共交通機関の確保
- コミュニティの維持・活性化

2) 都市経営コストの最適化に関する課題

- 都市経営コストの最適化
- 中心市街地の空洞化への対策
- まちなか居住の推進
- 大規模集客施設の適正立地
- 日常生活圏の広域化に対応した都市機能の配置・連携
- 同一行政区域内の土地利用規制の不合理的解消

3) 安全・安心な暮らしへの備えに関する課題

- 富士山噴火や東海地震など自然災害に対する備え
- 防犯対策など生活環境面での安全・安心への備え

4) 産業構造変化への対応に関する課題

- 産業の高度化、情報化を踏まえた企業立地環境の整備

5) 豊かな自然環境の保全に関する課題

- 豊かな自然環境の保全
- 市街地の緑化
- 歴史・文化・景観等の既存資源の活用

6) 観光交流・都市間交流等の促進に関する課題

- 観光交流・都市間交流・都市農村交流の促進

7) 行政体が広域化する流れの中での特性づけの確保に関わる課題

- 行政体が広域化する流れの中での特性づけを確保

8) 県民のニーズにあったまちづくりに関わる課題

- 県民のニーズにあったまちづくり

「山梨県の都市が抱える基本的課題」の主な追加内容案

【新MPの「山梨県の都市が抱える基本的課題」の構成】

1) 人口減少・超高齢社会における今後の都市のあり方に関する課題

○商業、医療、福祉など県民に身近な日常生活を支える都市機能の維持

○拠点や既成市街地における低密度化への対応

○郊外への無秩序な宅地化の抑制

○拠点と連携した公共交通ネットワークの確保

○地域コミュニティの充実・活力の維持

○中山間地域の暮らしの維持

2) 都市経営コストの最適化に関する課題

○都市経営コストの最適化

○中心市街地の空洞化への対策

○まちなか居住の推進

○都市のスポンジ化への対応

○大規模集客施設の適正立地

○日常生活圏の広域化に対応した都市機能の配置・連携

○同一行政区域内の土地利用規制の不合理の解消

3) 安全・安心な暮らしへの備えに関する課題

○富士山火山噴火、東海地震、豪雨災害など大規模な自然災害に対する備え

○防犯対策など生活環境面での安全・安心への備え

4) 産業構造変化への対応に関する課題

○産業の高度化、情報化を踏まえた企業立地環境の整備

○高速交通体系の充実を活かした産業立地の推進

【主な追加内容案】

・本県の都市が抱える課題の全体像として、以下を前文として追加。

①人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況により、都市サービスの低下や地域の活力・コミュニティの喪失などが懸念

②富士山をはじめとする観光交流の拡大、リニア開業、立地適正化計画制度の創設などの新たな動き

③今後の都市づくりは、都市や一部の分野に限った問題への対応では効果が上がらず、県土全体の観点からの課題の整理が必要

・県民の健康で快適な暮らしを持続的に確保していくため、商業、医療、福祉など身近な日常生活を支える都市機能の維持が必要。

・市街地の衰退を抑制するため、増加する空き地、空き家への対応が必要。

「山梨県の都市が抱える基本的課題」の主な追加内容案

【新MPの「山梨県の都市が抱える基本的課題」の構成】

- 5) 豊かな自然環境の保全に関する課題
 - 豊かな自然環境の保全
 - 市街地の緑化
 - 歴史・文化・景観等の既存資源の活用
- 6) 観光交流・都市間交流等の促進に関する課題
 - 観光交流・都市間交流・都市農村交流の促進
 - リニア中央新幹線開業による交流・活動の拡大
- 7) 持続的な都市づくりの推進に関わる課題
 - 広域化する都市活動の中での個性を活かした都市づくりへの対応
 - 市町村による都市づくり推進への支援
 - 集約型都市づくりの推進に関する周知と理解の醸成

【主な追加内容案】

・「行政体が広域化する流れの中での特性づけの確保に関わる課題」、「県民のニーズにあったまちづくりに関わる課題」、「立地適正化計画制度に関する課題」を集約。

・都市機能集約型都市構造の実現のため、県民や事業者への周知と理解の醸成が必要。

※赤字: 第3回委員会追加、紫字: 今回追加

「やまなし都市づくりの基本方針」の主な追加修正案

・やまなし都市づくり基本方針の構成

・現行MPでは、こうした基本的な課題に対応するために、求められる本県の都市づくりの基本理念を「**都市機能集約型都市構造の実現**」とし、具体的な都市づくりの基本方針を以下のとおり示している。

【基本方針の構成(現行MP)】

1. 都市機能を集約した活力に満ちた都市づくり
 - 1) 都市機能の集約化
 - 2) 中心市街地の活性化
 - 3) 多様な連携・交流の促進
 - 4) 産業振興の支援
2. 美しく魅力あふれる都市づくり
 - 1) 歴史・文化資源の活用
 - 2) 美しく魅力あふれる景観づくり
 - 3) 都市の顔づくり
3. 安全で安心して暮らせる都市づくり
 - 1) 災害に強いまちづくり
 - 2) 安全で安心な生活環境の形成
 - 3) 誰もが利用しやすい都市施設づくり
4. 環境と共生する都市づくり
 - 1) 環境負荷の軽減
 - 2) 自然環境の保全
 - 3) 郊外部や農山村集落における田園環境の保全
 - 4) 都市の緑化
5. 多様な主体の参加と協働による都市づくり
 - 1) 市町村計画や他部門との連携の強化
 - 2) 都市づくりにおける多様な主体の参画

「やまなし都市づくりの基本方針」の主な追加修正案

【新MPの「やまなし都市づくりの基本方針」の構成】

■基本理念

「都市機能の集約と連携による持続可能な都市づくり」

(集約と連携による都市づくりのイメージ)



【主な追加内容案】

- ・都市構造の考え方として、これまでの都市機能の”集約”に加えて、”連携”を追加。
- ・集約と連携により目指す姿として、県民の生活利便性や豊かな自然環境などを今後とも守っていくことを“持続可能な”として明示。
- ・あわせて、都市構造をビジュアル的にわかりやすく説明するためのイメージ図を追加。

参考-広域圏域の基本理念と方向性(現行MP)

(中西部・南部広域圏域)

・恵まれた自然や都市機能の集約を活かした様々な交流と農業や自然と調和した快適で潤いのある暮らしが育まれる広域圏域。

(富士・東部広域圏域)

・富士山・富士五湖等の観光資源、自然、歴史、文化などの地域特性、首都圏近郊の立地条件を活かした交流と産業の展開する広域圏域。

「やまなし都市づくりの基本方針」の主な追加修正案

【新MPの「やまなし都市づくりの基本方針」の構成】

1. 都市機能を集約した活力に満ちた都市づくり
 - 1) 都市機能の集約化
 - ① 拠点への継続的な都市機能の集約
 - ② 身近な生活に密着した拠点の提示
 - ③ 市街化の拡散抑制とコンパクトな市街地の形成
 - ④ 大規模集客施設などの都市機能の適正配置
 - ⑤ 都市間連携による適正な土地利用の調整
 - 2) 拠点間ネットワークの構築
 - ① 広域・地域拠点間を繋ぐ基幹公共交通の維持
 - ② 地区拠点と他の拠点との連携を可能とする地域内バス路線の構築
 - ③ 拠点や交通結節点での公共交通機関の利便性向上
 - ④ 拠点間の連携のための幹線道路網の整備
 - 3) 中心市街地のにぎわいの創出
 - ① 都市機能の集約や観光資源の整備・活用による交流拡大
 - ② まちなか居住の推進
 - ③ 低・未利用地の利活用
 - 4) 多様な連携・交流の促進
 - ① 広域交通網の整備
 - ② 都市と農山村の交流の促進
 - ③ 中山間地域の生活環境の維持【追加】
 - 5) 産業振興の支援
 - ① 産業の高度化、情報化の進展を踏まえた企業立地環境の整備
 - ② 新たな高速交通体系の構築を活かした産業立地の推進【追加】
 - ③ 農業環境の維持・保全

【主な追加内容案】

- ・これまでの都市機能集約の取組みに加えて、甲府城周辺や甲府駅南口駅前広場、石和温泉駅周辺などでは観光・交流を促進する整備を進めてきており、既存資源等も有効に活用しつつ、引き続き中心市街地のにぎわい空間の創出を図る。

「やまなし都市づくりの基本方針」の主な追加修正案

【新MPの「やまなし都市づくりの基本方針」の構成】

2. 美しく魅力あふれる都市づくり
 - 1) 歴史・文化資源の活用
 - ① 地域固有の歴史的・文化的遺産を活用した都市づくり
 - 2) 美しく魅力あふれる景観づくり
 - ① **地域の暮らしと美しい自然景観の保全**
 - ② 景観法を活用した建築行為等のコントロール
 - ③ 沿道の屋外広告物等の規制・誘導
 - 3) 都市の顔づくり
 - ① 拠点等での魅力ある景観整備
3. 安全で安心して暮らせる都市づくり
 - 1) 災害に強いまちづくり
 - ① 大規模な自然災害への対処
 - ② まちづくりを通じた都市防災の強化
 - ③ **農地や森林およびその関連施設の適切な管理による都市の安全性確保**
 - 2) 安全で安心な生活環境の形成
 - ① 地域コミュニティの充実による防犯対策の強化
 - 3) 誰もが利用しやすい都市施設づくり
 - ① 都市施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

【主な追加内容案】

・都市周辺の果樹地帯や中山間地域の里山等、県民の暮らしに密接に関連する地域固有の美しい自然景観について、本県らしい生活環境を維持していくため保全していく。

・洪水調整等の都市に対しての防災機能を有する農地や森林およびその関連施設を適切に維持・管理することで、都市の安全性を確保するとともに、財政負担の軽減を図る。

「やまなし都市づくりの基本方針」の主な追加修正案

- ・4.環境と共生する都市づくり、5. リニア中央新幹線を活かした都市づくり、6. 多様な主体の参加と協働による都市づくりは、第3回委員会から変更なし。

【新MPの「やまなし都市づくりの基本方針」の構成】

4. 環境と共生する都市づくり

1) 環境負荷の軽減

- ①都市機能の集約化による資源・エネルギー消費・環境負荷の軽減
- ②公共交通機関の利用促進による自動車依存型の生活スタイルからの転換

2) 自然環境の保全

- ①地域の優れた自然環境保全のための都市的土地利用の抑制
- ②都市近郊緑地の保全

3) 郊外部や農山村集落における田園環境の保全

- ①里山や果樹地帯など、地域固有の優れた景観の保全
- ②郊外部の優れた地域環境の維持・保全と地域コミュニティの維持・再生

4) 都市の緑化

- ①市街地内に存在する優良な緑地の保護
- ②公共公益施設用地や建築物の敷地内での緑化の促進
- ③街区公園等の身近な公園整備

5. リニア中央新幹線を活かした都市づくり

1) 広域的な観光・交流の推進

- ①観光・交流ネットワークの形成

2) リニア環境未来都市の実現

- ①リニア駅周辺の整備

6. 多様な主体の参加と協働による都市づくり

1) 市町村計画や他部門との連携の強化

- ①自立を目指す市町村計画との整合
- ②都市計画部門と他部門の連携強化
- ③市町村のまちづくりに関する広域的な調整の実施

2) 都市づくりにおける多様な主体の参画

- ①都市づくりの協働体制づくり
- ②都市計画への住民参加

「やまなし都市づくりの基本方針」の主な追加修正案

【新MPの「やまなし都市づくりの基本方針」の構成】

7. PDCAによる都市づくり

1) PDCAによる都市づくり

①都市づくりのマネジメントの実践

【主な追加内容案】

- ・目指すべき県土構造を実現するにあたっては、相当程度の時間を要することから、途中段階で施策の取組み状況やその効果を評価・検証し、必要に応じ適切に見直していく。

※赤字: 第3回委員会で追加、紫字: 今回追加